



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *30 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課) 1
- *31 和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 3
- *32 和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則 (医務課) 5
- *33 和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則 (") 8
- *34 和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 (労働政策課) 9

○ 告示

- *487 平成25年和歌山県告示第323号 (保健所使用料の決定) の一部改正 (医務課) 10

規 則

和歌山県規則第30号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表第2企画部の部中

「企画政策局長 参事 (紀の国わかやま文化祭担当) 紀の国わかやま文化祭推進局長」を「企画政策局長」に改め、

同部文化学術班の項中

「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長」を「総務企画課長 事業推進課長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室員」を「総務企画課員 事業推進課員」に改め、

同表環境生活部の部中

「生活安全参事 食品安全参事 参事 (行政組織規則第6条の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。)」を「生活安全参事 食品安全参事」に改め、

同部 (幹事班) 環境生活総務班の項事務分掌の欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。

別表第2福祉保健部の部中

「健康局長
(部長付)
ねんりん を「健康局長」に改め、
ピック担
当参事 」

同部 (幹事班) 福祉保健総務班の項中

「ねんりんピッ
ク推進課員
障害福祉課員 「障害福祉課員
健康推進課員 健康推進課員
国民健康保険 国民健康保険
課員 を 課員 に改め、
介護サービス 介護サービス
指導室員 指導室員 」
式典・事業室
員 」

同部高齢者支援班の項中

「ねんりんピッ
ク推進課長
介護サービス を「介護サービス に、 「ねんりんピッ
指導室長 を 指導室員 を「介護サービス に改め、
式典・事業室
長 」 員 」
長 」

同表県土整備部の部河川班の項事務分掌の欄5を同欄6とし、同欄4を同欄5とし、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 河川施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。

別表第2教育部の部 (幹事班) 教育総務班の項中

「健康体育課長」を「教育支援課長」に、「給与福利課長」を「教職員課長
人権教育推進 に、
課長 」
「健康体育課員 「教育支援課員
総務課員 を 総務課員 に改め、
給与福利課員」 教職員課員
人権教育推進
課員 」

同項事務分掌の欄16を同欄18とし、同欄9から15までを同欄11から17までとし、同欄7の次に次のように加える。

8 学校職員の動員及び派遣に関すること。

9 カウンセラーの派遣に関すること。

別表第2教育部の部学校教育班の項中

「義務教育課長
学校人事課長
特別支援教育 を「義務教育課長 に、 「県立学校教育
室長 特別支援教育 課員
児童生徒支援 室員 を「県立学校教育
室長 」 特別支援教育 課員 に改め、
室員 室員
室員 」

同項事務分掌の欄5を削り、同欄6を同欄5とし、同欄7を削り、同欄8を同欄6とし、同欄9を同欄7とし、同欄10を同欄8とし、同部生涯学習班の項中

「生涯学習課副課長 人権教育推進室長」を「生涯学習課副課長」に、「生涯学習課員 人権教育推進室員」を「生涯学習課員」に改め、

同部文化遺産班の項中

「文化遺産課員」を「文化遺産課員 文化学術課員 自然環境室員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県環境影響評価条例施行規則（平成12年和歌山県規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事業の種類	事業の規模・要件	事業の種類	事業の規模・要件
略		略	
5 条例別表5の項に掲げる事業	ア 出力が2万2,500キロワット以上である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号の発電事業者（以下「 <u>発電事業者</u> 」という。）でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） イ 出力が2万2,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとす	5 条例別表5の項に掲げる事業	ア 出力が2万2,500キロワット以上である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号の電気事業者（以下「 <u>電気事業者</u> 」という。）又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「 <u>卸供給事業者</u> 」という。）でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） イ 出力が2万2,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとす

	る者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。) ウ～カ 略 キ <u>太陽電池発電所の設置の工事の事業(当該太陽電池発電所の設置の工事の用に供する目的のために行う一団の土地(その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含み、施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)の造成を行うものに限る。)</u> ク <u>太陽電池発電所の変更の工事の事業(当該太陽電池発電所の変更の工事の用に供する目的のために行う一団の土地(その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含み、施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)の造成を行うものに限る。)</u> ケ～シ 略
略	

	る者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。) ウ～カ 略 キ～コ 略
略	

別表第2 (第22条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
略		
13 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	略
	略	略
14 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること
15 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	略	
16 別表第1の5の項のサ又はシに該当する対象事業	略	
17～23	略	

別表第2 (第22条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
略		
13 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	略
	略	略
14 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	略	
15 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	略	
16～22	略	

別表第3 (第30条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
略		
13 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
14 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること
15 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	略	
16 別表第1の5の項のサ又はシに該当する対象事業	略	
17~23 略		

別記第5号様式 (第6条の4、第16条関係)
説明会開催結果報告書

略
環境影響評価方法書(環境影響評価準備書)の説明会を開催したので、和歌山県環境影響評価条例施行規則第6条の4(第16条において準用する場合を含む。)の規定により報告します。

略

備考 略

別表第3 (第30条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
略		
13 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
14 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	略	
15 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	略	
16~22 略		

別記第5号様式 (第6条の4、第16条関係)
説明会開催結果報告書

略
環境影響評価準備書の説明会を開催したので、和歌山県環境影響評価条例施行規則第6条の4(第16条において準用する場合を含む。)の規定により報告します。

略

備考 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第32号

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター財務規程(昭和53年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(支出の手続) 第25条 略 2 前項の規定にかかわらず、前項の支出のうち、次に掲げるものについては、事務局長において専決することができる（事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの、疑義若しくは紛争があり又はこれを生じるおそれがあるもの及びあらかじめ事務処理について院長の指示を受けたものを除く。）。</p> <p>(1) 別表予算科目表収益的支出の部病院事業費用の款医業費用の項病院経営費の目の支出科目のうち、給与費（同目の節中次に掲げる支出科目をいい、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）その他の関係規程に基づいて算定されたものに限る。）に係る支出 ア～ウ 略</p> <p><u>エ・オ</u> 略 (2)～(4) 略</p> <p>別表（第14条関係） <u>勘定科目表</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>費用</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">病院事業費用</td> <td rowspan="3">医業費用</td> <td rowspan="2">給与費</td> <td>略（手当）</td> <td>略 常勤の職員及び会計年度任用職員 の諸手当</td> </tr> <tr> <td>略 会計年度任用職員 に対する期末手当 （報酬）</td> <td>略 会計年度任用職員 等に対する報酬</td> </tr> <tr> <td>略経費</td> <td>略 旅費交通費</td> <td>略 業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。） 等及び会計年度任用職員の 住居と勤</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	備考	病院事業費用	医業費用	給与費	略（手当）	略 常勤の職員及び会計年度任用職員 の諸手当	略 会計年度任用職員 に対する期末手当 （報酬）	略 会計年度任用職員 等に対する報酬	略経費	略 旅費交通費	略 業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。） 等及び会計年度任用職員の 住居と勤	<p>(支出の手続) 第25条 略 2 前項の規定にかかわらず、前項の支出のうち、次に掲げるものについては、事務局長において専決することができる（事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの、疑義若しくは紛争があり又はこれを生じるおそれがあるもの及びあらかじめ事務処理について院長の指示を受けたものを除く。）。</p> <p>(1) 別表予算科目表収益的支出の部病院事業費用の款医業費用の項病院経営費の目の支出科目のうち、給与費（同目の節中次に掲げる支出科目をいい、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）その他の関係規程に基づいて算定されたものに限る。）に係る支出 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 賃金</u> <u>オ・カ</u> 略 (2)～(4) 略</p> <p>別表（第14条関係） <u>勘定科目表</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>費用</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">病院事業費用</td> <td rowspan="3">医業費用</td> <td rowspan="2">給与費</td> <td>略（手当）</td> <td>略 常勤の職員 の諸手当</td> </tr> <tr> <td>略 （賃金）</td> <td>略 臨時雇用者 に対する賃金</td> </tr> <tr> <td>略経費</td> <td>略 旅費交通費</td> <td>略 非常勤の嘱託員等 に対する報酬 略 業務のための出張 旅費（研修に属する ものを除く。） 等の費用</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	備考	病院事業費用	医業費用	給与費	略（手当）	略 常勤の職員 の諸手当	略 （賃金）	略 臨時雇用者 に対する賃金	略経費	略 旅費交通費	略 非常勤の嘱託員等 に対する報酬 略 業務のための出張 旅費（研修に属する ものを除く。） 等の費用
款	項	目	節	備考																											
病院事業費用	医業費用	給与費	略（手当）	略 常勤の職員及び会計年度任用職員 の諸手当																											
			略 会計年度任用職員 に対する期末手当 （報酬）	略 会計年度任用職員 等に対する報酬																											
		略経費	略 旅費交通費	略 業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。） 等及び会計年度任用職員の 住居と勤																											
款	項	目	節	備考																											
病院事業費用	医業費用	給与費	略（手当）	略 常勤の職員 の諸手当																											
			略 （賃金）	略 臨時雇用者 に対する賃金																											
		略経費	略 旅費交通費	略 非常勤の嘱託員等 に対する報酬 略 業務のための出張 旅費（研修に属する ものを除く。） 等の費用																											

			略	とら復るにる費用略 とら復るにる費用略 とら復るにる費用略 とら復るにる費用略
--	--	--	---	--

資 産

固定資産

略

流動資産

略

資 本

資本金

略

剰余金

略

負 債

固定負債

略

流動負債

略

繰延収益

略

予 算 科 目 表
収益的収入

略

収益的支出

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	病院経営費	略 手当	略 医師手当、看護師手当、医療技術員手当、事務員手当、労務員手当、会計年度任用職員手当に区分する
			略	

			略	略
--	--	--	---	---

資 産

固定資産

略

流動資産

略

資 本

資本金

略

剰余金

略

負 債

固定負債

略

流動負債

略

繰延収益

略

予 算 科 目 表
収益的収入

略

収益的支出

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	病院経営費	略 手当	略 医師手当、看護師手当、医療技術員手当、事務員手当、労務員手当に区分する
			略	

略	略	略	報酬 略諸費 略	会計年度任用職員等の報酬 略業務のための出張旅費、会計年度任用職員の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用、人交際費、保険料、委託費、通運搬費、諸会費、食糧費及び雑費に区分する略	略	略	報酬 賃金 略諸費 略	非常勤職員の報酬 臨時職員に対する賃金 略業務のための出張人交保委通運搬費、諸会費、食糧費及び雑費に区分する略	
資本的収入					資本的収入				
略					略				
資本的支出					資本的支出				
略					略				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター入院規則（平成7年和歌山県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第2号様式（第1項関係） 入院誓約書 略 1 入院者（入院者が未成年者の場合はその親権者）は、 <u>和歌山県立こころの医療センター</u>	別記第2号様式（第1項関係） 入院誓約書 略 1 入院者（入院者が未成年者の場合はその親権者）及び連帯保証人は、 <u>入院者が和歌山県</u>

に入院するに際して、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）による入院費用その他入院者に要する一切の費用を所定の日に必ず支払うことを誓約します。

- 2 連帯保証人は、入院者が和歌山県立こころの医療センターに入院するに際して、入院者と連帯して600,000円を限度として、和歌山県使用料及び手数料条例による入院費用その他入院者に要する費用を所定の日に必ず支払うことを誓約します。
- 3 上記1及び2の約束に違反したときは、いつ退院を命じられても異議は申しません。また、入院中無断で離院したときは、退院したもものとして取り扱われても異議は申しません

略

略	
連帯保証人 (極度額 600,000円)	略

立こころの医療センターに入院するに際して、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）による入院費用その他入院者に要する一切の費用を所定の日に必ず支払うことを誓約します。

万一、この約束に違反したときは、いつ退院を命じられても異議は申しません。

- 2 入院中無断で離院したときは、退院したもものとして取り扱われても異議は申しません。

略

略	
連帯保証人	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に連帯保証人になった者の入院費用その他入院者に要する費用に係る保証債務については、なお従前の例による。

和歌山県規則第34号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業日)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 学院長は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて休業日を変更し、又は休業日に訓練を行うことができる。ただし、短期課程（<u>訓練期間が6月以下のものに限る。</u>）の普通職業訓練及び施設外訓練については、知事の承認を受けることなく休業日を変更し、又は休業日に訓練を行うことができる。</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p>第13条 知事は、経済的理由その他特別の事情により授業料の納付が困難であると認められる生徒について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 学院長は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて休業日を変更し、又は休業日に訓練を行うことができる。</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p>第13条 学院長は、経済的理由その他特別の事情により授業料の納付が困難であると認められる生徒について、知事の承認を得て授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予す</p>

2 略

(欠席)

第16条 生徒（施設外訓練の課程に在学する者を除く。次項において同じ。）は、病気その他の理由により欠席しようとするときは、あらかじめ学院長の承認を受けなければならない。

2 略

ることができる。

2 略

(欠席)

第16条 生徒は、病気その他の理由により欠席しようとするときは、あらかじめ学院長の承認を受けなければならない。

2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第487号

平成25年和歌山県告示第323号（保健所使用料の決定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

保健所使用料の表1の部（26）の項中「890円」を「870円」に改め、同部（29）の項中「240円」を「280円」に改め、同表6の部（1）の項中「940円」を「920円」に改め、同部（3）の項中「880円」を「860円」に改め、同部（4）の項中「880円」を「860円」に改め、同部（6）の項中「1,640円」を「1,600円」に改める。